



# 行政書士の出番ですよ!!

～不断の改善／信頼の構築～

兵庫県行政書士会

会長 大口

晋

## 令和4年度会長会報告 ～デジタル化・倫理研修・Myじんけん宣言の取り組み～



令和4年9月15日に石川県において、令和4年度会長会が開催されました。例年各地持ち回りで開催されていましたが、コロナ禍で中止されており、3年ぶりの日本行政書士会連合会（日行連）事務局以外の開催となりました。会長会は、各単位会間の連絡提携を緊密にして、単位会の円滑な運営と進展を図る目的で設置されており、このたびは、主に次の通り開催されました。全国的な単位会の状況も踏まえてお伝えします。

- 日時：令和4年9月15日（木） 13:00～17:00
- 場所：ホテル日航金沢4階「鶴の間」
- 日行連 常住豊会長あいさつ
- 石川県行政書士会 向井隆郎会長あいさつ
- 議長 笠野 義二（和歌山県行政書士会会长）  
副議長 大口 晋（兵庫県行政書士会会长）
- 日行連のデジタル推進本部事業に関する説明
  - ・マイナンバーカード代理申請事業について
  - ・新会員管理システムについて
- 意見・情報交換
  - ①デジタル化への対応について
  - 事例紹介  
東京都行政書士会／静岡県行政書士会／群馬県行政書士会／埼玉県行政書士会
  - ②各単位会における倫理研修について
  - 事例紹介  
千葉県行政書士会／栃木県行政書士会／京都府行政書士会／兵庫県行政書士会
  - 議事終了—
- 「Myじんけん宣言」への参画について



デジタル化への対応については、事例として、都県との連携を行って進められている状況が紹介されました。

特筆されたこととしては、東京会における行政手続のデジタル化にあたっての行政書士の活用の東京都への要望に対して、令和4年度新規予算として、1.7億円が設定されたことです。「行政手続のオンライン化の推進に関しては、行政書士などの代理人による手続を含めて、ユーザー目線に基づくサービスの創出に取り組んでいく。また、都民や事業者等と行政の橋渡し役である行政書士の役割は重要と認識しており、行政手続のデジタル化の推進に当たっては、専門家等の意見も踏まえ対応していく」として、行政手続のデジタル化に係るBPR（業務改革）支援として計画された旨の紹介がありました。

また、埼玉会では、デジタル化は「意識を変える」（変革する）ことと捉えて、大野元裕埼玉県知事との対談企画による新聞特集で、デジタル化への行政書士の関与を広く訴えかけたことの成果が紹介されました。

埼玉会とは、令和4年10月28日に本会において、中小企業支援についての情報交換会を開催します。

倫理研修については、日行連の倫理研修の受講義務化を踏まえての意見交換の側面もあり、各単位会のカリキュラム、研修資料、担当講師の工夫などについて紹介されました。

本会では、倫理研修は、新入会員研修とともに受講義務化し、日行連の中央研修所研修サイトのプラットフォーム（ビデオ・オン・デマンドシステム）の利用と会場への出席との併用で実施していることと、他の単位会では会員が講師となるケースが多いですが、適正さや人権については、社会変化への対応などを考慮して、兵庫県の市町振興課企画班、総務課人権推進班に依頼している旨を説明するとともに、人権推進班所管のひょうご人権ネットワーク会議への参画が、人権に関する問題の意識の共有と啓発活動にも有効であることを紹介する時間をいただきました。

そして、「Myじんけん宣言」とは、法務省の所管であり、企業、団体および個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取り組みです。<sup>\*1</sup>

今回の会長会において、日行連の「Myじんけん宣言」として、投稿することをご報告し、常住会長に宣言を行っていただきました。

企業・団体の「Myじんけん宣言」とは、トップや幹部の方が、人権に関する取り組みを行うとの決意を示すことによって、企業・団体の人権に関する取り組みを促すものです。宣言の内容は自由ですが、世界人権宣言や、「ビジネスと人権」に関する国内行動計画を参考に、宣言を投稿してください。<sup>\*1</sup>

「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）は、令和2年10月16日に策定されました<sup>\*2</sup>、外務省から令和2年2月17日から同年3月17日までの間で原案についての意見募集（パブリック・コメント）がなされ、本会はSDGsの目標達成、外国人労働者・外国人技能実習生および中小企業の支援機関としての行政書士の活用の観点で意見提出しましたが、意見反映にはおよびませんでした。78件の意見提出があったと記録されています。<sup>\*3</sup>

また、今回の会長会では、坪川貞子権利擁護推進委員会担当副会長から「Myじんけん宣言」が、各単位会でも取り組まれることを期待する提案もなされました。

本会においても、SDGsや権利擁護の観点から重点事業計画に沿うため、「Myじんけん宣言」に取り組みます。



会員の皆さんにおかれましても、主旨をご理解いただき、事務所の「Myじんけん宣言」投稿のご検討をいただき、権利擁護する業務を通じて、人権も身近なものにしていただくようお願い申し上げます。

さらに、権利擁護推進委員会では、行政書士の権利擁護に関する基本理念等の周知のために関係団体への訪問時に持参する『行政書士権利まもり隊』シールパンフレットの作成を報告し、各単位会に100部送付しました。ちなみにこのシールは、本会の役員から着想をいただいたものです。本会では、独自に先行して法の日の無料相談会のノベルティーグッズの一つとして作成し、配布しました。

会員の皆さんには、日行連ホームページ会員向けサイト（連con）にてPDFデータを提供していますので、シール印刷などで活用いただくことができます。<sup>※4</sup>

今後の皆さんの権利擁護の積極的な取り組みにご期待申し上げます。

  
「Myじんけん宣言」をして、  
誰もが人権を尊重し合う社会を、いっしょに実現していきましょう。

兵庫県行政書士会は、基本的人権を尊重し、すべての人の権利を擁護するとともに、調和と真心をもって国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

また、「国民の権利利益の実現に資する」という行政書士制度の目的に鑑み、行政書士の社会的役割を強く自覚し、地域に根差した権利擁護の取り組みを通じて、すべての人の権利が尊重される共生社会の実現に寄与します。

日本行政書士会連合会「行政書士の権利擁護に関する基本理念」より

行政書士権利まもり隊『TEAM-Q』

兵庫県行政書士会 会長 大口晋

### 《参考》

- ※ 1 ・「Myじんけん宣言」ウェブサイト<https://www.jinken-library.jp/my-jinken/> の説明から  
・日行連宣言投稿サイト  
[https://www.jinken-library.jp/my-jinken/company\\_detail.php?p=MDAwMDAwNjgyNA==](https://www.jinken-library.jp/my-jinken/company_detail.php?p=MDAwMDAwNjgyNA==)
- ※ 2 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）の策定について  
外務省HP > 会見・発表・広報 > 報道発表 > 「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）の策定について  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_008862.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html)
- ※ 3 「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案についての意見募集の結果について  
e-Govパブリック・コメントHP > 案件一覧 > 「ビジネスと人権」に関する行動計画の原案についての意見募集の結果について  
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=350000172&Mode=1>
- ※ 4 権利擁護推進シールパンフレットについて  
日行連HP > 会員ログイン > 連con HOME > 業務関連情報 > 委員会等 > 権利擁護推進シールパンフレットのデータ提供について  
<https://www.gyosei.or.jp/members/#/comments/633692d16570967c596697e2>

# 『行政書士権利まもり隊』シールパンフレット

あなたの権利は、大丈夫？ 権利擁護は、行政書士！  
行政書士は、権利のためにみんなのところに出動します。

※シールを貼る前に裏面をお読みください。



## 行政書士ユキマサ「行政書士権利まもり隊」TEAM G 出動!!



（プロフィール）

レッド!  
(高齢者)  
杖

オレンジ!  
(子ども)  
子ども

イエロー!  
(女性)  
ミモサ

グリーン!  
(外国人)  
世界地図

ブルー!  
(障がい者)  
車いす

パープル!  
(みんな)  
握手

レインボー!  
(LGBT等の方)  
象徴フラッグ

## 行政書士の権利擁護に関する基本理念

日本行政書士会連合会

行政書士は、基本的人権を尊重し、すべての人の権利を擁護するとともに、調和と真心をもって国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

また、「国民の権利利益の実現に資する」という行政書士制度の目的に鑑み、行政書士の社会的役割を強く自覚し、地域に根差した権利擁護の取り組みを通じて、すべての人の権利が尊重される共生社会の実現に寄与します。

## 権利擁護に係る活動方針

日本行政書士会連合会  
権利擁護推進委員会

### 1.背景

私たち行政書士は、許認可手続き及び権利義務・事実証明に関する業務を通じて、国民の権利の実現やその侵害防止を図り、権利擁護に努めてきました。

そして、令和元年12月4日に公布された改正行政書士法(令和3年6月4日施行)の第1条目的に「国民の権利利益の実現に資する」との文言が追加され、従来から行政書士が国民の権利の実現とその侵害の防止に携わってきた実状が反映されました。

### 2.展望

また、国連では、2015年に2030年アジェンダとして「誰一人取り残さない」SDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。そこで、個々の行政書士が、権利擁護に対する意識を高め行動することが、国際目標であるSDGsの達成にも繋がり、行政書士制度を持続的に向上させるものと考えます。

誰一人取り残さない社会の実現を目指し、多様な人々の声を行政などの社会の隅々にまで届けるためにも、私たち行政書士は、今まで以上に権利擁護を推進することが肝要です。

### 3.活動方針

行政書士として行う権利擁護活動のあり方を内外に示し、行政書士の法律専門職としての信頼をより強固なものとなるように努めます。

そして、高齢者、障がい者、子ども、外国人、女性、性的マイノリティ(LGBT等)に対する分野を重点活動領域とし、次の行動指針により、すべての人の権利が守られる健全な共生社会の実現に貢献します。

#### ◆行動指針

- (1) 国民に対する権利擁護に関する普及啓発活動を積極的に展開します。
- (2) 行政書士の権利擁護への関与についての調査、研究及び周知等を行います。
- (3) 権利擁護を推進するための提言と関係団体等との連携を行います。



※「LGBT」は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとった組み合わせたもので、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。



日本行政書士会連合会はSDGsの達成に貢献します



## 日本行政書士会連合会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL.03-6435-7330 FAX.03-6435-7331

<https://www.gyosei.or.jp/>